

徳島県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人神山町社会福祉協議会	名西郡神山町神領字本上角93番地1	神山町社会福祉協議会介護予防訪問入浴介護事業所	名西郡神山町神領字本上角93番地1	介護予防訪問入浴介護	令和8年1月23日	令和8年3月31日
医療法人鴻伸会	阿南市新野町西馬場3番地の3	訪問リハビリテーション中井医院	徳島市南二軒屋一丁目2番8号	介護予防訪問リハビリテーション	同 2月20日	同
医療法人敬愛会	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5番地	介護老人保健施設大鳴門シルバーハイツ	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂50番地3号	介護予防通所リハビリテーション	同 16日	同